資料３

国の「復興の基本方針」の見直しを踏まえた令和８年度の復興事業について

１　国の「復興の基本方針」の概要（R7.6.20閣議決定）

国の「復興の基本方針」から、県の「復興推進プラン」における４本の柱（安全の確保、暮らしの再建、なりわいの再生及び未来のための伝承・発信）のうち、安全の確保、暮らしの再建及びなりわいの再生に該当する箇所を抜粋して記載したもの。

安全の確保	暮らしの再建	なりわいの再生
・　ハード整備については、**速やかに完了させた上で**、復旧施策としての**支援を終了**	・　**災害弔慰金**については、対象者への**支援が終了するまで継続** ・　災害公営住宅の**家賃低廉化事業（特別家賃低減事業）**については、管理開始後最長20年間（10年間）**継続** ・　**心のケア**や**子どもに対する支援**等については、**政府全体の施策への移行**やその活用により対応するとともに、**ソフトランディングのため真に必要な範囲で復興施策により対応**	・　**グループ補助金**については、これまで**復旧を行うことができなかった事業者に限り支援を継続** ・　**水産業**について、**関係省庁が引き続き支援**するほか、主要魚種の不漁等の我が国漁業を取り巻く全国的な環境変化に対しても、政府として対応

［参考］**令和８年度以降の震災復興特別交付税について**（R7.12.26総務省事務連絡）

引き続き実施される**復旧・復興事業**（国の直轄・補助事業）の**地方負担額**及び**放射線影響対策**（除染等、風評被害対策等、こども環境整備）等について、**震災復興特別交付税措置を継続**

２　令和８年度における復興事業（国の復興財源活用事業）の方向性

令和７年度において**国の復興財源を活用している事業（47事業）の令和８年度における方向性**は下表のとおり。

Ｒ８方向性	内　訳	令和７年度 県事業名
継続　44事業	１　国の復興施策を活用して継続　33事業	河川等災害復旧事業費（閉伊川水門）、災害公営住宅家賃低廉化（特別家賃低減）事業費、被災者生活支援事業費（被災者支援センター）、さけ資源緊急回復支援事業費補助、栽培漁業推進事業費、児童生徒健全育成推進費（スクールソーシャルワーカー）、被災児童対策事業費（こどもケアセンター）、地方税減免（被災代替家屋・土地に係る不動産取得税）、放射線影響対策（除染・検査・線量測定・情報発信等）　等
	２　国の一般施策を活用して継続　4事業 （新たに県負担が生じる事業を含む）	被災児童生徒に対する学習支援等のための教職員加配（小中・特別支援）、被災地発達障がい児支援体制整備事業費、傾聴による生活支援事業費
	３　国の復興施策と一般施策を併用して継続　3事業 （新たに県負担が生じる事業を含む）	児童生徒健全育成推進費（スクールカウンセラー）、被災児童生徒就学援助事業費補助、被災地こころのケア対策事業費（こころのケアセンター）
	４　新規の県単独事業で継続　1事業 （新たに県負担が生じる事業）	被災地コミュニティ支援コーディネート事業費
	５　既存の県単独事業で継続　2事業	ＮＰＯ等による復興支援事業費、被災者の参画による心の復興事業費
	６　市町村主体の取組に移行し継続　1事業	被災者見守り・相談支援事業費
終了　3事業	―	市町村行財政事務調査費、地方税減免（土地交換に係る不動産取得税）、中小企業等復旧・復興支援事業費（グループ補助金） ※グループ補助金については、補助対象事業者のフォローアップを県事業で対応